

一部負担金減免制度について

ご家族に入院している方がいて、生活が一時的に苦しく、医療費の支払いにお困りのとき、中津川市国民健康保険では病院の窓口での自己負担額が軽減される一部負担金減免制度があります。

■制度の内容

- ◆ 急激な社会情勢の変化、災害等の理由により生活が著しく困難となり、収入及び預貯金額が一定の基準以下の方に対して、病院窓口での支払いが軽減されます。

■減免等の対象

- ◆ 入院療養を受ける被保険者の一部負担金の支払義務を負う世帯主、又はその世帯に属する被保険者で次のいずれかに該当し、世帯の収入が基準生活費以下であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分に相当する額以下の世帯。
 - 1 震災、風水害、火災等により死亡し、若しくは障害となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - 2 自然災害等の理由により収入が減少したとき。
 - 3 事業の廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - 4 その他類する理由があったとき。

■減免等の種類

- ◆ 免除 … 病院の窓口での支払いは必要ありません。
- ◆ 減額 … 支払額の8割か5割が減額されます。
- ◆ 猶予 … 一定期間の支払いが猶予され、期間経過後に支払いをしていただきます。

※ 入院中の食事負担額は、軽減の対象となりません。

■減免等の要件及び期間

種 類	要 件	期 間
免除	実収入月額（注1） \leq 基準生活費（注2） $\times 1.1$	3箇月以内
減額（8割）	基準生活費 $\times 1.1 \leq$ 実収入月額 \leq 基準生活費 $\times 1.15$	
減額（5割）	基準生活費 $\times 1.15 \leq$ 実収入月額 \leq 基準生活費 $\times 1.2$	
徴収猶予	減免等の対象に該当し、生活困難な状態が一時的である場合	6箇月以内

注1 実収入月額

給与収入の場合 （給与収入）－（税、保険料等その他経費）

事業収入の場合 （事業収入）－（材料費、仕入れ代等）

注2 基準生活費

生活保護の基準に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助を合算した額

■申請書類

申請には以下の書類が必要です。市役所国民健康保険担当の窓口でお渡ししますので、必要な証明を受けた後、被保険者証、印鑑をご持参のうえ申請してください。

- (1) 国民健康保険一部負担金減額・免除・猶予申請書（様式第1号）及び次の生活が著しく困難となったことを証明する書類
- (2) 生活状況申告書（様式第2号）
- (3) 給与証明書（様式第3号）
- (4) その他申請理由を証明する資料

■減免等の決定

- ◆ 受理をした申請書及び添付書類をもとに減免・徴収猶予の決定を行い、承認された場合は、「国民健康保険一部負担金減額・免除・猶予証明書」（様式第5号）を交付しますので、医療機関に保険証の提示とともに、この証明書を提出してください。

■お問い合わせ先

詳しくは、市役所国民健康保険担当へお問い合わせください。

電話 0573-66-1111 内線 114・115